

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成19年7月26日(2007.7.26)

【公開番号】特開2002-97112(P2002-97112A)

【公開日】平成14年4月2日(2002.4.2)

【出願番号】特願2000-283358(P2000-283358)

【国際特許分類】

A 61 K 8/02 (2006.01)

A 61 K 8/00 (2006.01)

A 61 Q 1/00 (2006.01)

A 61 Q 1/10 (2006.01)

【F I】

A 61 K 7/00 L

A 61 K 7/02

A 61 K 7/032

【手続補正書】

【提出日】平成19年6月11日(2007.6.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

色が互いに異なる2種以上の化粧料組成物を同一容器に充填した固形化粧料であって、前記化粧料組成物は、加熱充填時に流動性を有し、加熱充填時の粘度にそれぞれ100センチストークス以上の差が存在することを特徴とする、固形化粧料。

【請求項2】

加熱充填時の化粧料組成物の粘度が100～2000センチストークスであることを特徴とする、請求項1に記載の固形化粧料。

【請求項3】

1) 前記化粧料組成物をそれぞれ異なるノズルで容器中に全ての化粧料組成物が溶融状態で存在する条件で充填する工程と、2) 冷却固化させる工程を含む製造法で製造されることを特徴とする、請求項1又は2に記載の固形化粧料。

【請求項4】

冷却固化させる工程の後、リヒート工程を含むことを特徴とする、請求項3に記載の固形化粧料。

【請求項5】

メーカーアップ化粧料であることを特徴とする、請求項1～4何れか1項に記載の固形化粧料。

【請求項6】

アイカラー用の化粧料であることを特徴とする、請求項1～5何れか1項に記載の固形化粧料。

【請求項7】

色が互いに異なる2種以上の化粧料組成物を同一容器に充填する固形化粧料の製造法であって、前記化粧料組成物は、加熱充填時に流動性を有し、加熱充填時の粘度にそれぞれ100センチストークス以上の差が存在し、且つ、隔壁なしに同一容器に充填されることを特徴とする、固形化粧料の製造法。

**【請求項 8】**

1) 前記化粧料組成物の加熱充填時の粘度の差が、それぞれ 100 センチストークス以上になるように、化粧料組成物の粘度を調整する工程と、

2) これらの化粧料組成物をそれぞれ異なるノズルで容器中に全ての化粧料組成物が溶融状態で存在する条件で充填する工程と、

3) 冷却固化させる工程を含むことを特徴とする、請求項 7 に記載の固形化粧料の製造法。

**【手続補正 2】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

**【課題を解決するための手段】**

本発明者らは、この様な状況に鑑みて、生産性が高く、境界面の鮮明な多色充填固形化粧料を求めて鋭意研究努力を重ねた結果、化粧料組成物間の充填時の粘度をそれぞれ 100 センチストークス以上差があるように調整しておくことにより、隔壁無くして同時充填しても境界が鮮明である化粧料が得られることを見出し、発明を完成させるに至った。即ち、本発明は以下に示す技術に関するものである。

(1) 色が互いに異なる 2 種以上の化粧料組成物を同一容器に充填した固形化粧料であって、前記化粧料組成物は、加熱充填時に流動性を有し、加熱充填時の粘度にそれぞれ 100 センチストークス以上の差が存在することを特徴とする、固形化粧料。

(2) 加熱充填時の化粧料組成物の粘度が 100 ~ 2000 センチストークスであることを特徴とする、(1) に記載の固形化粧料。

(3) 1) 前記化粧料組成物をそれぞれ異なるノズルで容器中に全ての化粧料組成物が溶融状態で存在する条件で充填する工程と、2) 冷却固化させる工程を含む製造法で製造されることを特徴とする、(1) 又は(2) に記載の固形化粧料。

(4) 冷却固化させる工程の後、リヒート工程を含むことを特徴とする、(3) に記載の固形化粧料。

(5) メーカアップ化粧料であることを特徴とする、(1) ~ (4) 何れかに記載の固形化粧料。

(6) アイカラー用の化粧料であることを特徴とする、(1) ~ (5) 何れかに記載の固形化粧料。

(7) 色が互いに異なる 2 種以上の化粧料組成物を同一容器に充填する固形化粧料の製造法であって、前記化粧料組成物は、加熱充填時に流動性を有し、加熱充填時の粘度にそれぞれ 100 センチストークス以上の差が存在し、且つ、隔壁なしに同一容器に充填されることを特徴とする、固形化粧料の製造法。

(8) 1) 前記化粧料組成物の加熱充填時の粘度の差が、それぞれ 100 センチストークス以上になるように、化粧料組成物の粘度を調整する工程と、

2) これらの化粧料組成物をそれぞれ異なるノズルで容器中に全ての化粧料組成物が溶融状態で存在する条件で充填する工程と、

3) 冷却固化させる工程を含むことを特徴とする、(7) に記載の固形化粧料の製造法。

以下、本発明について実施の形態を中心に更に詳細に説明を加える。

**【手続補正 3】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

### 【発明の実施の形態】

本発明の固形化粧料は、加熱充填時に流動性を有する2種以上の化粧料組成物を同一容器に充填した化粧料、即ち、多種充填化粧料であって、該化粧料組成物の色が互いに異なり、且つ、充填時の粘度にそれぞれ100センチストークス以上の差、更に好ましくは、200センチストークス以上の差が存在することを特徴とする。ここで、同一容器とは、充填された性質を異にする組成物同士に物理的な隔壁が存在しないことを意味する。又、充填される多種の化粧料組成物は、それぞれが色が異なるものが好ましく、しかも、その色が演色性と深く関わるメークアップ化粧料であることが好ましい。これは、この様な性質の化粧料であることが、化粧料組成物同士の混和、調色を可能として、演色効果を多様化させることができるのである。加熱充填時に流動性を有する固形化粧料としては、オイルゲル化粧料、モイストパウダータイプ、言い換えれば、流動域を有するキャピラリ領域の粉体組成物である化粧料などがこれに該当し、その中ではオイルゲル化粧料が特に好ましく適用される。これはキャピラリ領域の粉体組成物である場合には、充填後加圧成形などの工程を必要とする場合があり、この様な工程が本発明の効果を低下させる場合があるのである。このことから、本発明の固形化粧料を構成する化粧料組成物としては、充填時において、充分な流動性を有することが好ましく、この様な流動性を物性値として規定するならば、充填時に於ける粘度として、100～200センチストークス、更に好ましくは、200～1500センチストークスであることが好ましい条件として例示できる。この様な粘度は、充填温度を変えることによってある程度対応が可能であるが、充填可能な温度が60～100程度と幅が狭いので自ずから限度があり、別法として、化粧料組成物中のデキストリン脂肪酸エステル、、有機変性ベントナイトなどの有機増粘剤やビーゼルワックスなどの固形脂の含有量、或いは、粉体の含有量を調整することによって対応することも可能である。又、多色混和による演色性の効果は、パール感が強い化粧料、言い換えれば、チタンマイカやアルミニウム粉末や多層樹脂小片などのパール剤の含有量が10～30重量%、更に好ましくは15～25重量%と高い化粧料において著しいので、本発明の化粧料はこの様な化粧料に適用されることが好ましい。これは、パール剤の混和により質感の大きな変化が得られるからである。この様な化粧料の種類としては、ハイライト用の化粧料、アイカラー用の化粧料、チークカラー用の化粧料或いはリップカラーなどが例示できるが、これらの内では、アイカラーに適用するのが、その演色性の効果上、特に好ましい。